

尖閣諸島の法的地位 —日本領土への編入経緯とその 法的権原について (上)



尾崎 重義
(筑波大学名誉教授)

- 1 前書き
- 2 前史—近世琉球と尖閣諸島
 - (1) 尖閣諸島の地理的位置
 - (2) 島名考 (以上、本号)
 - (3) 「ユクン・クバ」(琉球のクバシマ) — 「琉球の海」・「日本の湾」にある島々 (以下、次号)
- 3 日本領土への編入経緯 (1885～1895年) とその法的権原について

1 前書き

筆者は、本ジャーナル掲載の前論文(「尖閣諸島と日本の領有権(緒論)(その1)～(その3・完)」)において¹、歴史的に見て、尖閣諸島が中国(明国および清国)の領土ではなかったと詳細に論証した。その結論は、次のようであった。

かくして、ここでは、中国側史料のみに依拠して確実に言えることは、「尖閣諸島は、明・清代を通じて中国の領土になったことはない。また、同時期に、尖閣諸島が台湾の附属島嶼として、中国(国家)によっても、また、一般の中国人によっても、見なされていなかった。(もちろん、地理学的に尖閣諸島は台湾の附属島嶼ではない。)」ということである。

このように明白な歴史的・地理学的事実にもかかわらず、中国政府の高官が国際場裡、たとえば国連総会議場において、「尖閣諸島は歴史的に中国の領土であった。それを日本は、戦争中のドサクサに紛れて盗み取った」と事実に基づかない強弁を堂々とやってのける強心臓ぶりには驚かされる他ない。この点はともかくとして、尖閣諸島が歴史的に中国

の領土でなかったことが確かであれば、それは、国際法的に無主地であるか、琉球国の領土であったかいずれかである。(この時期、琉球国以外のどの国も、尖閣諸島に対する領有意思を全く示していなかった。)

行論で明らかにされるように、近世琉球²は、中国を含めて他のどの国よりも尖閣諸島に対して圧倒的に深いつながりを有していた。(そのことは、後述するように、当時、西洋諸国によっても認められていた。)しかし、琉球王国は、尖閣諸島を王国の領域とは見なさなかった。(当時は、人の居住に適さないような絶海の孤島(無人島)を、国家の領域と見るようなことは東アジアにおいてはなかった。)したがって、当時、尖閣諸島が、国際法的に見て、琉球国の領域でもなかったことは明らかである。かくして、尖閣諸島が、1895年の明治政府による領土編入措置まで国際法上の無主地であったという陳述には誤りはない。

筆者もこれに同意するものであるが、ただし、1点留保が必要であると考えている。それは、次のようなことである。尖閣諸島は18世紀から19世紀にかけて、たしかに琉球国の国際法上の領域を構成していなかったが、琉球国の歴史的(ないし伝統的)領域であった、ということである。つまり琉球国は、同諸島に対して領有意思こそ示さなかったが、永年にわたり(少なくとも200年以上にわたって)、他の諸国と比べると圧倒的な量と規模の実効支配を及ぼしてきたのであり、その段階で、琉球国(あるいはその継承者たる日本国)が同諸島に対して領有意思を明示するならば、ただちに領土権が完成するような程度の実効支配であった。そして、その領有意思の明示が1895年のいわゆる領土編入措置であった。そのように考えるのである。すなわち、1895年の閣議決定は、これまでの(領有意思の伴わない)歴史的領域を国際法にいう国家領域とする国家の意思決定であったと捉えるのである。(1895年1月14日の閣議決定が、1885年の大東島の場合のように「国標建設」ではなく、「本県(沖縄県のこと)所轄の標杭建設」の許可であったことは、ここにその理由があったと筆者は考える。この点は、本稿(下)において詳述する。)

かくして、筆者は、尖閣諸島の日本領土編入の過程は、十九世紀国際

1 ①本ジャーナル・創刊号(2012年)、8～17頁。②同、第2巻1号(2012年)、8～27頁。③同、第2巻2号(2013年)、6～33頁に掲載。

2 「近世琉球」とは、近年の琉球史研究では、薩摩藩における琉球攻略(1609年)から、明治政府による琉球国の解体=琉球処分(1879年)までの時期の琉球(沖縄)を指す。(豊見山和行編『琉球・沖縄史の世界』(日本の時代史18)、(2003年 吉川弘文館)、48～49頁。)

法における代表的な領土権原であった「発見・先占」の法理³の典型的な適用例と見ることはできず、永年にわたる歴史的領域を正式に領土に組み入れる（国際法的というよりも国内法的な）措置であったと見るべきものと、考えるのである。以上のような問題意識より論述は進められる。

2 前史—近世琉球と尖閣諸島

(1) 尖閣諸島の地理的位置

ここで見逃すことのできない重要な点は、尖閣諸島がどこよりも沖縄・先島（八重山諸島および宮古諸島）に絶対的に近いということである。このことはいろいろな点で重要な意味をもつ。まず、地理的事実を確認しておこう。尖閣諸島は、一番西寄りの魚釣島でいえば、中国大陸からは約380 km、沖縄・那覇港からは約410 km（久米島からだともっと近く約150 km）、八重山の石垣島からは約170 km（与那国島からだともっと近く約150 km）、台湾北部の基隆港からも同じく170 kmという位置関係にある。

しかし、ここで注意しなければならないのは、このうち台湾からの距離は歴史的に見るときほとんど無視してよいということである。まず、明代には台湾島はまだ中国の版図に含まれていなかったのであるから、そもそも台湾からの距離がここでの問題にとってなんら意味をもたないことは明らかである。次に、清代になり、台湾が清国に服属するようになってからも（1683年）、その統治の範囲は台湾西部の平野部に限られ、基隆から先の台湾北部から東岸地域は中央部の高山地区とともに遅くまで清朝の統治の及んでいない「化外地」であった。

基隆港北方沖合の花瓶・棉花・彭佳の3小嶼は、清代を通じて清国の版図に収められておらず、ましてそれよりはるか遠方の尖閣諸島は漢人や台湾の先住民族の出かける所ではなかった。台湾島北端より北約56 kmの半架諸島（前記3小嶼をいう）あたりの海域は世界的にも名の知られた航海の難所であった（ラペルーズ「太平洋周航記1785～1788」参照）。その海域はフィリピン海域より台湾島東岸に沿って北上してきた日本海流

3 当時の代表的な国際法学者オッペンハイム（L.Oppenheim）によると、他国の主権下でない（国際法上、無主の）領域に対する主権の取得には、単なる発見だけでは不十分であり、それが有効な先占によって伴われなければならないとする原則。十九世紀には諸国家の実行によって支持されて支配的な国際法原則となった。

（黒潮）の本流が、一方、台湾島西岸の澎湖水道を北上してきた日本海流の支流と再び合流する所であり、また、中国大陸から張り出した大陸棚の縁にあたり、水深も急に増す所であるので、潮流が激しく、うず巻いたり、天候が急変し、突然に強風が吹いたりする難所であった。ペリー提督の日本遠征記には、台湾の北に出て激流を確認した、と記している。また、半架諸島には暗礁が多く、いきなり強風が吹いて船が島に引き寄せられると船が座礁する危険があり、中国人は近づかず、ただ遠方より望見するだけであった。その先の琉球の海も暗礁が多いうえに流れも複雑であり、その上、天候も変わり易く危険な水域であった。そもそも中国人海商は資源の乏しい琉球との貿易に関心をもたず、中国人の方からこの海域を利用することは特に清代になるとほとんどなかったのである。そういうことで、台湾に移住した漢人が東北沖遠くの尖閣諸島周辺海域まで出ていくことはまずなかった。

また、中国大陸から中国船が尖閣諸島を経由して沖縄に向かう航路は、清代を通じてわずか8回の冊封使船を除くと、ほとんど用いられなくなった。（大陸から日本に向かう中国船はもっと西寄りの航路をとり、尖閣諸島を経由することはなかった。）かくして清代になると、尖閣諸島はほとんど中国人の視界から消え去ったといっても過言ではない。一方、清代の200余年の間に琉球船が中国大陸に渡ったのは約1,000隻と伝えられており⁴、その航路には、尖閣諸島は必ず含まれていた。

このように考えると、明清時代を通じて地理的に尖閣諸島と圧倒的に近い位置にあったのは、沖縄先島の、とくに与那国島・西表島・石垣島であった。かかる地理的位置に加えて、先述の、尖閣諸島周辺の海域を流れる強い潮流（黒潮）の存在や季節風や台風という自然条件を考慮に入れると、宮古諸島・石垣島などの八重山諸島・西の与那国島・その北から北東にかけての尖閣諸島は、ひとつのまとまりのある生態圏を構成しており、したがって、そこに共通した生活・文化圏（西里喜行のいう「生活圏」）が生まれていたと見ることができる。たとえば、与那国島は、その北側に位置する尖閣諸島の魚釣島とは北上する黒潮でつながってお

4 西里喜行「『尖閣問題』の歴史的前提—中琉日関係史から考える—」、『尖閣諸島と沖縄—時代に翻弄される島の歴史と自然』（沖縄大学地域研究所編）、（2013年 芙蓉書房出版）、80～81頁。